

白井市介護職員初任者研修等受講費用助成金交付要綱

令和5年11月8日告示第103号

(目的)

第1条 この要綱は、介護職員初任者研修又は介護福祉士実務者研修（以下「初任者研修等」という。）の課程を修了した者であって、3月以上継続して市内の同一の介護保険サービス事業所に勤務しているものに対し、初任者研修等の受講に要する費用について助成金を交付することにより、本市における介護保険サービスに従事する者の確保と介護保険サービスの安定的な提供を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 介護職員初任者研修 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員初任者研修課程の研修をいう。
- (2) 介護福祉士実務者研修 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号又は第6号（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第21条第3号に定めるものに限る。）に規定する介護福祉士試験の受験資格の取得を目的とした研修をいう。
- (3) 介護保険サービス事業所 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条及び第8条の2に規定する事業（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、居宅介護支援、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売を除く。）を行う事業所又は施設をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 助成金を申請しようとする日（以下「申請日」という。）において初任者研修等を修了しており、かつ、当該修了日が申請日の属する年度の前年度の4月1日以後の日であること。
 - (2) 市内の同一の介護サービス事業所に、申請日において3月以上継続して就業し、かつ、申請日においても就業していること。
 - (3) 就業先である介護保険サービス事業所の運営法人等に直接雇用されていること。
 - (4) 申請日の属する年度及びその前年度において、市町村民税に滞納がないこと。
- 2 前項の規定にかかわらず、初任者研修等の受講に係る経費について他の公的な制度による助成（この要綱による助成を含む。）を受けている場合は、助成金の交付を受けることができない。

(助成対象経費)

第4条 助成金の交付対象となる経費は、初任者研修等に係る受講料及び教材費（以下「受講料等」という。）とする。

（助成金の額）

第5条 助成金の額は、受講料等の額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 介護職員初任者研修 50,000円
- (2) 介護福祉士実務者研修 100,000円

2 前項の場合において、就業している介護保険サービス事業所の運営法人等から受講料等に係る助成を受けた場合又は受ける予定の場合にあっては、助成対象経費から当該助成額を控除するものとする。

（交付申請等）

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、白井市介護職員初任者研修等受講費用助成金交付申請書兼請求書（別記第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 初任者研修等を修了した旨の証明書の写し
- (2) 領収書その他受講料等の支払を証する書類
- (3) 介護保険サービス事業所が発行する就業証明書（別記第2号様式）
- (4) 第3条第4号に掲げる要件を満たすことを証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項第4号に規定する添付書類により証明すべき事項を市が保有する公簿等により確認することについて、申請者から個人情報の利用に係る同意があったときは、当該添付書類の提出を省略させることができる。

3 交付申請をもって、助成金に係る実績の報告があったものとみなす。

（交付の決定等）

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、白井市介護職員初任者研修等受講費用助成金交付（不交付）決定通知書兼交付確定通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。

（助成金の返還）

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた者があるときは、既に交付した助成金の全額又は一部を返還させることができる。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和4年4月1日以後に修了した初任者研修等について適用する。